

各都道府県財政担当部長
各都道府県市町村担当部長
各指定都市財政担当局長

} 殿

総務省自治財政局財務調査課長

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱の
一部改正について（通知）

このたび、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱（平成 2 7 年 4 月 1 0 日付け総財務第 8 9 号）を別添のとおり改正します。改正の内容は下記のとおりですので、お知らせします。

各都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知願います。

記

- 1 財政措置の要件となっている文部科学省の補助事業のうち「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」及び「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」が終了したことからこれを削除するとともに、新たに「リカレント教育エコシステム構築支援事業」のうち、「産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」を加えたこと。

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱

平成27年4月10日（総財務第89号）制 定
平成30年3月26日（総財務第59号）一部改正
平成31年4月1日（総財務第38号）一部改正
令和2年5月29日（総財務第53号）一部改正
令和4年4月1日（総財務第42号）一部改正
令和5年4月13日（総財務第62号）一部改正
令和7年4月1日（総財務第45号）一部改正

第1 趣旨

地方大学は、これまで、地域における高等教育機会の提供や学術研究の振興等の機能を通じ、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担ってきた。今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる取組を実施することが期待されている。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要となっている。

このような状況を踏まえ、総務省においては、文部科学省と連携し、本要綱に基づき、第2以下に掲げる地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の積極的な推進を図るものである。

第2 取組の概要

地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着の取組について、地方公共団体が意欲的・積極的に実施できるよう、総務省と文部科学省が連携して必要な支援を行う。

なお、総務省は地方公共団体の取組を、文部科学省は大学等の取組を、それぞれ支援するものとする。

第3 対象

第2に記した取組で、以下の1～5の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じるものとする。その内容は、別紙のとおりとする。

1 地方公共団体と大学等の間で協定を締結した取組であること

- (1) 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校をいうものであること。なお、個人（例えば特定の大学教授等）と地方公共団体が連携して行う取組は、財政措置の対象とはならない。
- (2) 協定とは、地方公共団体と大学等が第2に記した取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいうものであること。協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標が掲げられているものである必要があること（例えば、卒業生の県内就職率、共同研究に基づく新事業による新規雇用創出者数、地域人材のリスクリングの推進の場合は、リスクリングプログラム修了生のう

ち地域活動を行う者の割合等)。また、取組の実施後、目標に対する成果の検証をする旨及びその体制について記載されている必要があること。

なお、複数の地方公共団体や大学等間で協定を締結することは、差し支えない。

2 雇用創出・若者定着に係る取組であること

大学進学時、在学時又は就職時の学生への直接的な働きかけによる地方への定着を図る取組や、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出する取組であること。

なお、上記1及び2を満たす取組及び地方公共団体において想定される経費の例については、別紙のとおりであること。

3 上記1及び2を満たす取組のうち、別紙の「地域人材のリスクリングの推進」の取組については、以下の要件についても全て満たすこと。

- ・大学等の開講するリスクリングプログラムは、社会人等を対象とし職業で必要とされるデジタル等の一定の資格・技術等の取得を目的とするもので、履修期間が原則1年間以内のものとする。
- ・大学等のリスクリングプログラム修了生が、修了したプログラムにより習得したスキルを地域に普及する等の地域活動等を行うことについて、地方公共団体が支援を実施する。

4 大学等の取組が文部科学省の補助事業に採択されたものであること

大学等の取組が、次の文部科学省のいずれかの補助事業に採択されたものであること。

- ・「地域活性化人材育成事業～SPARC～」
- ・「私立大学等改革総合支援事業（タイプ3）」

ただし、別紙の「地域人材のリスクリングの推進」については、次の補助事業に採択されたものであること。

- ・「リカレント教育エコシステム構築支援事業」のうち、「産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」に係るもの

5 地方版総合戦略に位置付けられたものであること

地方公共団体の取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略に位置付けられたものである必要があること。

第4 地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組

地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組については、第3の規定にかかわらず、第3の1、2、3及び5を満たす場合には、財政措置の対象とすること。

第5 その他取組推進に当たっての留意事項

- 1 地方公共団体は、「地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組の促進について」（平成27年1月23日付総財務第13号総務大臣通知）も参考に、積極的に大学等と連携した取組を行われないこと。また、特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む使命を有していることから、積極的に活用されたいこと。
- 2 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組については、地方公共団体及び大学等の連携を前提としたものであるが、それ以外の地元関係

者（地元産業界や金融機関、研究機関等）との連携についても、積極的に検討されたいこと。

3 文部科学省の補助事業の内容の詳細については、それぞれの事業に係る補助要綱等を参照されたいこと。

4 協定の写しの送付について

(1) 都道府県は、第3の1(2)の規定による協定を締結したときは、当該協定の写しを総務省に送付するものとする。市町村が第3の1(2)の規定による協定を締結したときは、当該協定の写しを、市町村の属する都道府県を通じて総務省に送付するものとする。

(2) 総務省及び都道府県は上記(1)に係る協定の写しの送付を受けた場合等、必要に応じて、当該地方公共団体が実施する取組について助言を行うものとする。

5 平成26年度をもって、大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費に関する特別交付税措置については、廃止されていることに留意されたいこと。なお、本要綱に定める要件を満たす場合に限り、大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費であっても財政措置の対象となるものであること。

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進に係る特別
交付税措置について

1 特別交付税措置の対象となる取組及び経費の例は以下のとおり

大学等の取組	地方公共団体の取組 ※〔 〕内は想定される経費
ICT やサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業を ICT やサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）	・ 受講スペースの提供〔施設の借り上げ費〕 ・ 通信費等増嵩経費の一部負担〔通信費〕等を実施
地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）	・ 大学や地元企業間の連絡調整 〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕 ・ インターン先企業の開拓〔企業訪問に係る旅費〕 ・ インターンシップ生の受入れ 〔インターンシップ生の旅費、宿泊費〕 ・ 地元産業界から大学への講師派遣支援 〔講師の派遣費〕等を実施
地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	・ 地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究〔共同研究経費〕 ・ 研究開発委託〔大学への研究費の支援〕 ・ 大学や地元企業間の連絡調整 〔関係者間の調整に係る旅費、資料作成費〕 ・ 販路開拓の支援（物産展への出品等） 〔旅費、広報費、会場借り上げ費〕 ・ マーケティング支援 〔マーケティングのための委託調査費〕等を実施
地域人材のリスキリングの推進	
大学講師等による地域の社会人等対象のリスキリングプログラムを開講（講師選定、受講生募集、講義の実施等）	・ リスキリングプログラム修了生の地域活動等の支援（地域活動・就労等のための地元企業等とのマッチングに係るコーディネーター配置、マッチングサイト運営、修了生の活動旅費・謝金の支払い等） 〔人件費、サイト運営費、旅費、謝金〕 ・ リスキリングプログラム開講に係る大学への外部講師派遣・通信経費一部負担等の支援 〔講師の派遣費、通信費〕等を実施

2 措置率

0.8（ただし、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。）

3 措置上限額

一団体あたり1,200万円を上限とする。（ただし、要綱第4に規定する取組については、2,400万円を上限とする。）